

【令和4年度】 市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行についての 指摘事項に対する措置状況			
監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
<b>1税制課の事務事業</b>			
<b>1.1市税システムの安定運用及び効果的な活用事業</b>			
<b>1.1.3.2EUCの一元管理について</b>			
<p>今回導入された市税システムはEUCを活用し、各課で業務を遂行している。市税システムはパッケージシステムであるため、宇都宮市が必要とする機能が全て網羅されているわけではなく、業務に応じてEUC汎用検索やSQL作成により機能を拡張することが基本となる。つまり、業務課では必要に応じて、機能を随時、独自で活用していくことになるが、このEUC機能から出力されるデータの完全性等が常に担保されなければならない。データの完全性等をもってはじめて市税システムのEUC機能を利用した業務が有効となる。</p> <p>この点に関し、税制課に税4課のEUCの一元管理の状況を確認したところ、市税システムの所管部署である税制課は一元管理を行っておらず、EUCの出力データの完全性等の検証は、利用の重要性に応じて、ベンダーSEの支援を得ながら各業務課において実施しているとの回答を聴取した。</p> <p>EUC機能を利用した業務の有効性を確保するために、税4課の一元管理とEUC機能から出力される全データの完全性等を定期的に検証すべきである。</p>	35	税制課	<p>指摘を踏まえ、令和5年1月から、システム主管課である税制課におきまして、各課のEUCの利用状況を把握した上で、当初課税や更正など、重要な処理の際に、税制改正の内容等が確実に反映されているか確認しています。</p> <p>今後も、定期的に確認を行い、EUCの完全性を確保してまいります。</p>
<b>1.2軽自動車税種別割（普通税・賦課税）の課税事務</b>			
<b>1.2.3.1標識交付申請書の受付事務について</b>			
<p>無作為抽出による標識交付申請書及び譲渡証明書のサンプルチェック(20件)を実施した結果、証明書日が申告書の販売(譲渡)証明書欄に記載されていない状況で申請書を受け付けているものが3件あった。</p> <p>宇都宮市の担当者は、窓口で原動機付自転車等の標識交付申請書(以下、「申請書」といふ。)を紙媒体で受け付け、販売(譲渡)証明書等との内容を照合している。</p> <p>納税義務者は4月1日の賦課期日に軽自動車等を所有する者であり、納税義務発生日を明確にするため「申請書」の販売(譲渡)証明書欄に日付を記載することが要請されている。</p> <p>今回の事例は、受付の際に口頭で販売(譲渡)日を確認したとのことであるが、申請書の販売(譲渡)証明書欄の証明書日は空欄であり、書類上の不備であると言える。販売(譲渡)証明書日は、納税義務発生日を確定させるための重要な判断基準となるため、受付事務で記載漏れがないかの確認を徹底すべきである。</p>	42	税制課	<p>販売(譲渡)証明書日は、納税義務発生日を確定させるための重要な判断基準となることから、標識交付申請書の受付事務を行う税制課、各地区市民センター及び各出張所に対し、証明書日の記載漏れがないかの確認を徹底するよう、令和5年2月16日に開催した窓口実務者連絡会議で周知しました。</p>
<b>2納税課の事務事業</b>			
<b>2.3市税の滞納整理に関する事務事業</b>			
<b>2.3.7.1延滞金の時効消滅が発生した場合の対応</b>			
<p>監査人の抽出したサンプルのうち、自営業で延滞金を滞納している滞納者(現時点で死亡)の滞納整理状況を確認したところ、平成27年度から平成30年度までにかけて約40万円の延滞金が時効消滅していた。</p> <p>納税課が滞納整理を実施する上で、本税・延滞金(徴収金)の履行を求める権利(徴収権)は原則、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないと時効消滅する。</p> <p>納税課は、本税・延滞金の滞納整理の過程で督促状の送付、交付要求、差押え、滞納者に一部納付の実施を求める等の手段により時効中断をする事で、時効消滅を防止している。</p> <p>当該サンプルは、時効対象となった延滞金の金額(約40万円)及び滞納整理の状況を総合的に鑑み、本税の納付を優先して時効消滅を容認したものである。</p> <p>ここで、時効消滅を納税課が容認する事は例外的な対応であるが、時効消滅を容認する判断に至った経緯・結果が、経過詳細一覧に記載されていなかった。</p> <p>滞納管理システムの経過詳細一覧は、納税課、所管課全体で情報を共有するための有用なツールであることから、例外的な事情により時効消滅を容認した場合には、その過程・結果を経過詳細一覧に記載する体制作りが必要である。</p>	65	納税課	<p>滞納管理システムの経過詳細一覧につきましては、情報を共有するための有用なツールであることから、令和2年の滞納整理支援システムへ移行後「経過記録文例集」を作成し研修を行う等、課内での統一化を図っているところです。</p> <p>御指摘の延滞金の時効消滅に関する経過詳細一覧への記載については、文例集には記載がないことから、令和5年2月に追記しました。今後は、特に例外的な事情により時効消滅を容認した場合には、その過程・結果を経過詳細一覧に記載することを徹底します。</p>
<b>2.4特別収納対策室に関する事務</b>			
<b>2.4.5.1経過詳細一覧の記載漏れ</b>			
<p>監査人の抽出したサンプルについて、令和2年11月29日以降の滞納整理の活動が低下していたため、理由を質問したところ、経過詳細一覧の更新漏れが発見された。</p> <p>これは、担当者は特別収納対策室で共有されている管理シートに滞納整理の状況を記載していたが、滞納管理システム内で記載する経過詳細一覧の更新を失念していた事が原因であった。</p> <p>滞納管理システムは納税課と保険年金課(国民健康保険税)で情報を共有するための有用なツールであることから、滞納者の情報を適時に滞納管理システム上で更新する事は重要である。</p> <p>今後は特別収納対策室で共有される管理シートに納税管理システムの更新状況を確認したかどうかの欄を設ける等の仕組みを構築するべきである。</p>	70	特別収納対策室	<p>特別収納対策室で共有されている管理シートの滞納整理状況の記載内容を確実に滞納管理システムに反映させるよう徹底するとともに、令和5年1月からは滞納管理システムの更新状況の確認結果について、記事入力前は入力日欄を黄色で色分けし、滞納管理システム上で更新した場合は、色分け前の状態にしております。</p> <p>また、毎月実施する滞納者の納付状況等の管理作業に併せて、記載内容の反映についても確認しております。</p>

【令和4年度】

市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行についての  
指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
<b>3市民税課の事務事業</b>			
<b>3.1個人住民税の課税</b>			
<b>3.1.6.2当初課税段階での確認項目への対応</b>			
<p>宇都宮市においては、令和2年度からNEC製の新市税システムを使用しているが、この新市税システムでの当初課税処理においては、様々な確認項目をリストで出力している。市民税課において当該リストを1件1件確認した上で処理しているが、当該リストの数が従来のシステムと比べ膨大である(約9万件)ため税額計算までの限られた期間で全て対応しなければならず、人員がひっ迫している。当該リストは税額計算のために重要なものもあれば、税額計算上影響のないものもある。</p> <p>これらの確認項目についても重要な確認項目と同様に1件1件確認せざるを得ないため、結果として重要な確認項目への対応の時間が確保できないおそれがある。出力される要確認リストが膨大であるためシステムへの入力について担当者以外によるダブルチェックやその対応結果についての記録の作成までは行えていない。確認項目についての処理が完了しているかの確認については、例えば要確認リストの「1~50」までといった50枚ごとのまとまった単位で、処理した担当者を把握しているにとどまっている。問題が少ない確認項目は除外した上で、重要度に応じて分類し、重要な確認項目については、どのような対応を行ったかについて記録を残すべきである。</p>	75	市民税課	<p>当初課税処理において出力される要確認リストの重要度に応じた分類や重要な確認項目への対応の記録につきましては、令和5年度以降、重要度に応じて当該リストを分類、整理し、確認を行った職員が当該リストに署名や処理経過等を残すことといたしました。</p> <p>当該リストは課税の計算過程に関する資料として、保存期間を1年間と設定し、保管するとともに、必要に応じてシステムへ記事の入力を行うものとしていたしました。</p>
<b>3.1.6.3新市税システムにおけるEUCの利用</b>			
<p>宇都宮市においては、適正課税の確保のため新市税システムからEUCにより、様々なリストを抽出して、確認・対応している。</p> <p>リストは紙で出力して担当者毎に割り振って対応しているが、処理を行った後はリストを廃棄してしまい残っていないものもある。事後的に適切な対応が行われているかを確認するためにも、対応したリストは保存期間を定めて保管すべきである。</p>	76	市民税課	<p>個人市民税の適正課税の確保のためにEUCによって抽出したチェックリストにつきましては、処理を行った経過や結果の確認、事後の対応を適切に行うため、令和5年度以降、紙のリストを記録として保存し、管理することとしました。</p> <p>保存期間については、課税の計算過程に関する資料として1年間と設定し、保管するものとしました。</p>
<b>3.6法人市民税の課税</b>			
<b>3.6.6.2減免申請書の検証</b>			
<p>令和3年度の法人市民税均等割について減免を受けたものについて、減免申請関連の資料を確認したところ、「減免を受けようとする事由を証明する書類」の添付がないものが9件あった(うち1件については「減免申請書」においての「事由」のチェックもなかった。)</p> <p>また、他の申請についても減免申請書の他に「減免を受けようとする事由を証明する書類」として何らかの資料の添付があるが、事業報告書や事業計画書であったり統一された資料ではない。宇都宮市は、県税からの情報等により収益事業を営んでいるか否かの確認はできたとしているが、どのような事由で減免したかについてその根拠資料が不明確であり、宇都宮市の判断の過程及び結果が確認できない。</p> <p>減免の事由に該当するかについて添付すべき資料を明確にし、どのような事由によって減免したかについて決裁を受けた上でその過程を文書にて保管すべきである。</p>	94	市民税課	<p>法人市民税均等割の減免申請における「減免を受けようとする事由」とは、原則、収益事業を行っていないことですが、現在、「減免を受けようとする事由を証明する書類」が添付されていない法人に対しては、提出を促すほか、内閣府NPO法人ポータルサイト、県市のNPO所管部署など団体の所轄庁に照会し、収益事業を行っていないことを確認しております。</p> <p>しかしながら、これらの書類は、本来、法人が減免申請の際に提出すべきものであることから、令和5年度以降、下記のとおり対応することといたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 添付すべき書類の統一化</li> <li>→事業報告書及び収支決算書に統一</li> <li>2 添付すべき書類の提出がない法人への催告の強化</li> <li>→電話、文書、現地指導を段階的に実施</li> <li>3 添付すべき書類の提出がない法人への対応</li> <li>→書類提出なき場合、収益事業の有無が不明であるため、減免の承認を取り消す(均等割額を課税)。</li> <li>4 添付すべき書類に基づく判断過程・結果の明文化</li> <li>→収益事業の確認過程、承認事由を書面にし、添付すべき書類を決裁の付属資料として保管</li> </ol> <p>さらに、上記対応につきまして、令和5年度中に要綱等を整備してまいります。</p>
<b>4資産税課の事務事業</b>			
<b>4.4家屋調査・評価事務</b>			
<b>4.4.10.1航空写真調査(GIS調査)の結果記録の誤り</b>			
<p>家屋グループは、GIS調査に当たり、データベース管理システム「Microsoft Access」(以下「管理用Access」という。)を利用して、異動判別物件の調査の進捗及び結果をリスト管理している。当該リストについて、調査結果の記載誤りが検出された。</p> <p>管理用Accessと市税システムは連携していないため、誤入力による課税処理等に影響はないが、調査結果は管理用Accessで記録保管され、必要に応じて利用されることから、正確に記載すべきである。合わせて、担当者以外の者が調査の進捗管理や結果記録を確認する体制を整えるべきと考える。</p>	133	資産税課	<p>令和5年度より調査管理用リストをエクセルに変更し、また指摘事項への対応として、GIS担当者の確認欄を新たに設け、複数人によるチェックを行う体制としました。</p>

【令和4年度】

市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行についての  
指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
<p><b>4.4.10.2GISシステム異動家屋の更新漏れ</b></p> <p>家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されている家屋は、GISシステムにおいて該当家屋に棟番号が付され、赤線で囲い込み表示がされる。しかし、サンプル確認したGIS調査資料の中に家屋課税台帳に登録されているが、GISシステム上、当該処理がされていない課税家屋が検出された。</p> <p>本件家屋は、取壊(滅失)した後、同敷地に新築したものである。家屋グループは、新築を起因する調査により当家屋を家屋課税台帳に登録した。</p> <p>一方で、航空写真による比較調査において、異動が識別されていたにも関わらず、システム委託業者への更新依頼が漏れていたため、GISシステム上の課税家屋としての処理がされていなかった。</p> <p>GISシステムの情報は、航空写真調査、悉皆(しっかい)調査その他適正課税を担保するための各種調査に利用されることから正確性が求められる。更新漏れを防止するとともに、課税台帳等との整合性を検証し、精度をより向上させる必要があると考える。</p>	134	資産税課	<p>指摘を踏まえまして、異動家屋の情報をGISシステムへ漏れなく正確に反映させるため、令和5年1月から家屋調査終了後にGISの修正を委託業者へ依頼する際の「連絡票」について、地区の担当職員とそれ以外の職員によるダブルチェック欄を新たに設け、データの更新漏れ防止の対応を講じました。</p>
<p><b>5保険年金課の事務事業</b></p> <p><b>5.2国民健康保険税の課税、収納、滞納整理</b></p> <p><b>5.2.7.1国民健康保険税の収納率向上に向けた早急な対策の実施</b></p> <p>令和3年度現年度分の国民健康保険税調定額は10,103,452千円であり、収納率は89.66%であった。仮に、収納率が100.00%の場合に追加収納できた金額は、1,044,805千円、収納率が92.00%(栃木県の設定する宇都宮市の目標収納率)の場合に追加収納できた金額は、236,529千円である。</p> <p>また、宇都宮市の現年度分収納率は、平成30年度87.53%、令和元年度87.68%、令和2年度88.78%であり、直近3か年度(他市町の直近データが令和2年度のため)全てにおいて、中核市62市中において最下位、栃木県25市町においても最下位である。なお、現年度分収納率の増加は見られるが、栃木県、全国でも増加している。</p> <p>これは、過年度滞納分の収納よりも、現年度分を確実に収納し新規滞納発生を防止することを優先する、全国的な傾向と考えられる。</p> <p>税は期限内に自主的に納付することが原則であり、滞納は税の公平性を損ない、ひいては国民健康保険を将来にわたり安定的で持続可能な医療保険制度として維持することが困難となる。国民健康保険税の収納は制度上の困難があることを考慮しても、宇都宮市の収納率は、公平性の観点から緊急に対策が必要な状況にある。宇都宮市は、国民健康保険の制度維持のための計画である宇都宮市国民健康保険経営改革プランにおいて、第1次(平成22年6月作成)、第2次(平成31年3月作成)とも継続して、収納率の向上を主要な施策に盛り込んでいる。現行計画である第2次宇都宮市国民健康保険経営改革プランにおいては、滞納者への指導強化、滞納処分強化を掲げ、数値目標はないが、預貯金や生命保険調査を徹底し、給与所得者には、勤務先に給与照会を行い、なお納付に応じない場合には給与振込口座若しくは給与債権の差押執行を行う、などの取組を掲げている。令和3年度の差押件数をみると、預貯金394件、給与1件、生命保険8件、不動産0件となっている。これは、コロナ禍において全国的に件数が低くなっていることを考慮しても、他中核市と比べ少ない件数であり、また、近年の差押件数も継続的に少ない。結果として、近年の国民健康保険税の収納率は低位となっている。</p> <p>よって、税の公平性の観点から緊急に対策が必要と考える。監査時点の令和4年度においては差押件数を前年度比増加させるなど取組を強化したとのことであるが、具体的な数値目標を定めるなどし、現行計画を確実に遂行すべきである。また、状況の変化がみられない場合は、抜本的な対策を至急行うべきである</p>	164	保険年金課	<p>国民健康保険税の収納率につきましては、令和4年度に先進自治体(大分市、松本市、佐世保市、那覇市、盛岡市、鹿児島市)への視察等を行い、効果的な収納対策についてとりまとめ、取組を開始いたしました。</p> <p>こうした中、令和4年度の差押件数の具体的な目標を先進自治体の国保加入世帯数に対する差押件数と同等の950件(令和3年度実績403件)とし、換価性の高い預貯金を中心に差押を実施するとともに、令和4年12月から国民健康保険税の納付を、原則、口座振替とするなど、収納対策を強化し、収納率の更なる向上に努めております。</p>
<p><b>6分担金及び負担金、使用料及び手数料の事務事業</b></p> <p><b>6.3LRT事業費負担金に関する事務</b></p> <p><b>6.3.7.3負担金の請求業務について</b></p> <p>芳賀町への負担金請求額については、工事の進捗に伴い、令和3年度では377百万円に達している。宇都宮市、芳賀町の担当者間で協議を行うとともに、会計マニュアル等に基づき、調定書や請求書の起案段階において、役職者の決裁を行っているというものの、協議過程の議事録が作成されていない。</p> <p>工事契約書等から負担金の対象となる経費の一覧表を作成して経費を集計しているとのことであるが、高額な請求が発生する非定型業務であることから、対象工事の妥当性や網羅性を検証し、個別の対象工事を特定する段階においても、適宜、役職者の確認を得る必要があったと考える。</p>	176	LRT管理課	<p>芳賀町への負担金の請求につきましては、これまで、適宜、市町双方の担当者で、負担金の対象となる工事等の一覧表を確認し、会計マニュアル等に基づき、調定書や請求書の起案段階で役職者の決裁を受けるなど適正に執行してきたところでありますが、御指摘を踏まえまして、今後は、対象となる工事等や請求金額を特定する過程をより明確にするため、協議時の議事録を作成し、記録を残すことといたしました。</p>

【令和4年度】

市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行についての  
指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
<p>6.8 戸籍住民諸証明等手数料に関する事務</p> <p>6.8.5.1 戸籍住民諸証明等手数料の設定について</p> <p>宇都宮市では使用料・手数料等について、4年に1度原価計算を行い、受益者負担の適正化を図っている。戸籍住民諸証明等手数料について、令和3年4月の改定に向けた原価計算資料を閲覧したところ、「住民票の写し」の窓口交付手数料について、経費集計表から経費按分表への電算経費金額の転記に誤りがあり、料金引上げを検討すべき事案であったにもかかわらず、改定対象外として現行手数料に据え置いていた。</p> <p>市民課に住民票の写しの手数料改定の必要性について確認したところ、他自治体の状況を踏まえ、手数料は「据え置き」にしたとの回答を聴取した。中核市の窓口交付手数料の平均が288円であることから、300円に据え置くとの判断となった可能性も否定できないが、議論の末に据え置きとなるのでは、意思決定過程に大きな相違があることは自明である。</p> <p>原価算定に当たっては、ワークシートへの入力値の正確性を作成者以外が検証する必要がある。</p> <p>また、住民票の写し以外の電算経費対象証明書類のうち、印鑑証明書発行手数料について確認したところ、訂正後も改定の必要性がないとの結論に変わりはなかったが、当該手数料以外についても影響がないか、宇都宮市として再確認する必要がある。</p>	186	市民課	<p>指摘を踏まえまして、令和4年9月に原価計算資料を再確認し、「住民票の写し」、「その他の証明(身分証明書等)」及び「印鑑登録証明書」の計算誤りを修正しました。</p> <p>これにより「住民票の写し」と「その他の証明」の判定結果は「据え置き」から「引き上げ」となりましたが、他自治体の状況や市民サービスの観点等から、所管では「据え置き」が妥当と判断しました。</p> <p>令和5年3月に実施した使用料・手数料等改定委員会で、「住民票の写し」と「その他の証明」の手数料について審査し、所管課案のとおり承認されました。</p> <p>今後、原価計算の際には、複数の職員によるチェックを徹底してまいります。</p>

【令和4年度】

市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
<b>I 税制課の事務事業</b>			
<b>1.1 市税システムの安定運用及び効果的な活用事業</b>			
<b>1.1.3.1 市税システム導入後の運用について</b>			
<p>市税システムの導入は汎用ソフトを基本としたホスト系システムからの移行を課題としていたが、システムベンダ各社の「機能要件対応可否一覧」及び「帳票要件対応可否一覧」を確認したところ、カスタマイズを前提とした機能説明が散見された。プロポーザル方式で最優秀提案者と評価された日本電気株式会社のシステム構築案でも、カスタマイズ対応数が相当程度あり、汎用パッケージを導入しても、導入後に追加でカスタマイズ費用がかかるか、宇都宮市担当者がシステムのEUC機能を駆使し、SQL等を作成する必要性が生じる可能性が想定される。</p> <p>この点に関して、特にシステムの機能数が多い市民税課の担当者に旧ホスト系システムと新たに導入された市税システムでの業務量等について確認したところ、旧ホスト系システムで出力されたデータが抽出されないため、独自でSQLを作成し対応しているとのことであった。</p> <p>新システムを導入する場合、既存業務を新システムに対応する業務内容に変更する必要があるが、どこまでを想定し、標準化できたかは疑問である。</p> <p>システム導入時に、カスタマイズせずできるだけ汎用ソフトを用いることは、国の自治体情報システムへの移行を想定すると一定の合理性はある。他方、システムのEUC機能を用いて、担当者が独自に表計算ソフトなどを活用して業務を遂行することで、人為的なミスが生じるリスクも相当程度高くなるため、それを防止するための機能を充実させなければならない。また、システム導入当初に、一時的に業務量が増加するのはやむを得ないが、システム導入の主眼の一つである事務の効率化の実現に向け、今後も継続して業務量を削減する必要がある。市税システムの構築費用の予算には限りがあるとしても、旧ホスト系システム利用時よりも担当者に負担（業務量増加の負担や人手による集計等の精神的負担）が掛かってはならないと考える。そのためには、市税システムの追加カスタマイズや既存業務の標準化の議論、ITリテラシーに関する教育研修の一層の充実が望まれる。</p>	34	税制課	<p>市税システムを使用する税4課職員を対象に、令和4年7～9月、11月及び令和5年9月に、EUC機能を活用できる職員を育成する職員研修を実施しました。</p> <p>今後も、標準化に向けた既存業務の見直しや、ICTに精通した職員の育成に取り組んでまいります。</p>
<p><b>1.1.3.3 経営管理課との連携について</b></p> <p>システム要員を擁した経営管理課は、ホストコンピューターなどの全庁のIT統制以外の案件（汎用ソフトの導入案件等）に、積極的な介入はしていない。市税システムは汎用ソフトのため、導入業務が税制課主導で行われていた。</p> <p>市税システムの投資額は21億円以上と僅少な金額ではない。汎用ソフトの導入でも一定金額以上の案件には経営管理課がもっと積極的にかかわることが望まれる。</p> <p>また、市税システムのEUCの利活用の場面でも、システムの複雑性等により、ITリスクが常に存在している。経営管理課が研修会等を開催し、定期的なコミュニケーションの場を設けるなど、業務課の業務運営が円滑になるように連携をとることが望まれる。</p>	35	税制課 デジタル政策課	<p>市税システム構築時におきましては、市税システムプロジェクト会議を設置し、税4課とベンダー及び経営管理課（現：デジタル政策課）でワーキングを開催し、構築を行ったところです。</p> <p>本格運用された現在におきましては、市税システムの安定運用及び効果的な活用を目的に、税4課、ベンダー、デジタル政策課をメンバーに、月1回、定期報告会議を実施し情報共有や課題の解決を図っています。</p> <p>今後とも、円滑な業務運営のため、連携してまいります。</p>
<p><b>1.1.3.4 自治体情報システムの標準化に向けて</b></p> <p>令和3年9月1日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、地方自治体の業務システムの統一・標準化のスケジュールが国から示された。「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて（令和3年1月内閣官房IT室）」によると、令和7年度末に標準準拠システムに移行となっている。</p> <p>自治体情報システムの標準化のメリットは、①コスト削減・ベンダロックインの解消、②行政サービス・住民の利便性の向上、③行政運営の効率化等が挙げられている。</p> <p>自治体情報システムの標準化には、クラウド化の検討が必須となるが、令和元年8月時点での導入実績として、単独クラウドが指定都市で6団体（千葉市、相模原市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市）、中核市で8団体（函館市、福島市、前橋市、高崎市、越谷市、柏市、八尾市、尼崎市）となっている。自治体クラウド（複数の地方自治体による共同クラウド）では中核市で2団体（豊橋市、岡崎市）となっている（「総務省自治体システム等標準化検討会（第1回）」参考資料より引用）。全体としてのクラウド導入実績は鈍い状況である。</p> <p>宇都宮市においては、市税システムを導入して2年目である。国の目標とする移行期間まではあと3年であるが、標準化されたプラットフォームを用いての業務運営には相当程度時間を要すると考える。標準準拠システムへの移行に当たっては、宇都宮市の業務の在り方と市民の利便性を最優先として、万全の準備が望まれる。</p>	35	税制課 デジタル政策課	<p>令和7年度末に予定されるシステム標準化に向け、庁内複数課で対応が必要となりますことから、経営管理課（現：デジタル政策課）主導により令和4年4月に「システム標準化検討チーム」及び「システム標準化検討チームWG」を設置し、対象業務の標準仕様書が全て提示された8月以降、適宜、打合せを実施してきました。</p> <p>さらに、令和5年6月には、行政情報システムの有識者である「DX専門官」をデジタル政策課において任用し、専門的・技術的視点からプロジェクトをけん引させることにより、クラウド化とシステム標準化への対応強化をいたしました。</p> <p>今後とも、標準化に円滑に対応できるよう、万全な準備で取り組んでまいります。</p>

【令和4年度】

市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
<p>1. 2軽自動車税種別割（普通税・賦課税）の課税事務</p> <p>1. 2. 3標識交付申請書の取扱いについて</p> <p>無作為抽出による標識交付申請書及び譲渡証明書のサンプルチェック(20件)を実施した結果、令和3年4月1日以前の証明書日となっているが、登録日は令和3年4月2日以降となっているものが3件あった。</p> <p>いずれの事例も賦課期日は令和3年4月1日のため、令和3年度に課税されず、令和4年度から課税となる。</p> <p>この点に関し、宇都宮市の担当者に確認したところ、いずれの事例も販売（譲渡）証明書日以降に、整備等に日数が掛かり、所有者への引渡し日を登録日としているとのことであった。</p> <p>販売（譲渡）証明書日と登録日に乖離（かいり）が生じる場合には、課税業務の適切な遂行のためにも、引渡し日を申請者からの口頭確認ではなく、物品受領書等で確認し、標識交付申請書の備考欄に「引渡し日を物品受領書等で確認」等のコメントを付し、担当者以外が検証しても分かるような書類の整備が望まれる。</p>	42	税制課	<p>意見を踏まえ、販売（譲渡）証明書日と登録日に乖離が生じ、賦課期日である4月1日をまたぐ場合には、課税業務の適切な遂行のため、担当者以外が検証しても分かるような書類の整備をすることとし、標識交付申請書の備考欄に引き渡し日を確認した旨のコメントを付すよう、令和5年2月16日に開催した窓口実務者連絡会議で、税制課、各地区市民センター及び各出張所に対して、周知徹底を図りました。</p>
<p>2納税課の事務事業</p> <p>2. 3市税の滞納整理に関する事務事業</p> <p>2. 3. 7. 2滞納者の属性の分類と分析</p> <p>監査人の抽出したサンプルから滞納発生時の滞納者の事業を確認したところ、25件のうち約7割に固定資産税の滞納があり、内5件が不動産関連事業者であった。</p> <p>高額滞納者が、高額な固定資産所有者や不動産関連事業者で多くを占めている傾向を踏まえ、不動産の差押や公売などの滞納整理事務に特化したマニュアルの作成や研修等を計画・実施することで、より効果的・効率的な滞納整理が可能となると考える。</p>	65	納税課	<p>納税課では、高額な不動産等を所有する滞納者の対策として、市税等納付推進本部作成の「強制徴収公債権の滞納整理マニュアル」や栃木県税務課作成の「地方税徴収マニュアル」にある不動産差押や公売事務手続きを参考に事務を進めております。また、東京税務セミナー主催の「公売コース」研修に毎年職員を派遣し、不動産の滞納整理のスキルアップを図っているところであります。</p> <p>御意見については、引き続きマニュアルや研修を活用するとともに、滞納整理システムやpipitLINQの機能を更に活用し、早期に滞納の削減を図ることで高額滞納案件発生への未然防止に努めるなど、効果的・効率的な滞納整理に取り組んでまいります。</p>
<p>2. 4特別収納対策室に関する事務</p> <p>2. 4. 5. 2新規移管案件の特別収納対策室から所管課への返還について</p> <p>特別収納対策室では毎年4月に新規移管案件を所管課に照会し、回答内容を精査する。当該精査の過程で特別収納対策室が作成した令和3年度の所管課からの新規移管案件に対する判定一覧に「担当課で執停（執行停止）すべき案件」のコメントが発見された。</p> <p>これは、移管債権の共通基準に該当せず、所管課が対応すべき案件であると判断し、移管決定前に担当課へ差戻した案件であった。</p> <p>特別収納対策室は市税以外にも横断的に滞納がある者への滞納整理を専門に行う部署である。そのため移管債権の共通基準に従い、取扱債権が横断的で、金額が大きい、滞納者の納付意思がない、悪質等、特殊な案件を専門で取り扱うべきであり、移管債権基準に該当しない案件は事務の効率的・効果的実施の観点から特別収納対策室に移管すべきではない。</p> <p>今後は、事前に所管課で特別収納対策室に移管すべき案件か、十分協議し、所管課の責任で慎重に判断した上で、移管案件の差戻しを受けないような体制を整えるべきである。</p>	71	特別収納対策室	<p>令和5年4月に改めて所管課と協議を行い、所管課においては、これまで以上に移管候補者について所管課内で十分協議を行い精査し、特別収納対策室においては、所管課に対し例年示している移管案件の基準をより丁寧に説明することに加え、移管決定前に差戻した実例を具体的に示すなど移管案件の精査の徹底を図りました。</p>

**【令和4年度】**  
**市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行についての**  
**意見に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
<b>3市民税課の事務事業</b>			
<b>3.4個人市民税の未申告調査</b>			
<b>3.4.6.1未申告調査</b>			
<p>宇都宮市は、個人市民税の未申告調査として臨戸及び電話調査を実施しているが、接触することができていない件数が2,792件と調査対象件数の49%を占めている。システム上電話番号の登録がなく、水栓調査でも電話番号が判明しない、電話番号の登録があっても現在使われていなかったり別人が使用している、現地へ行っても表札がない、などの理由により接触することすらできず、課税対象者になるか否かについて判断できていない。また、接触できた件数のうち申告指導にとどまっているものが419件ある。これらについてもその後連絡が取れず申告状況の追跡調査が十分に行われていない。</p> <p>臨戸及び電話による未申告調査は、「現年度課税資料がなく、前年度・前々年度のいずれか又は両方の年度に課税資料があるか被扶養者になっている18歳から65歳までの者」と「現年度、前年度、前々年度の3年間連続して課税資料がなく被扶養者にもなっていない18歳から65歳までの者」を調査対象者として選定しているが、調査の結果、申告・課税となった割合は調査対象全体の4.1%となっており、接触できていない調査対象者が約半数に及んでいることを踏まえると、調査対象者の選定や調査の方法が効果的でないと考えられる。例えば、過去の未申告調査の結果、申告・課税につながったケースや他の自治体の状況及び国税の所得税調査等の状況を分析し、課税につながる未申告が見込まれる事案について重点的に調査を行うなど、より効果的な調査対象者の選定及び調査を検討すべきである。</p>	87	市民税課	<p>意見を踏まえまして、過去の課税状況から課税につながる見込みの高い未申告者などについて重点的に調査を実施することといたしました。また、今後は調査の成果等を踏まえ、より効果的な調査手法を継続して検討してまいります。</p>
<b>3.4.6.2被扶養者調査</b>			
<p>宇都宮市は、普通徴収の第2期に更正ができるよう6月下旬から7月上旬までにかけて、新市税システムより「扶養チェックリスト」と「扶養更正リスト」を出力し、被扶養者の要件に該当するか、扶養者と被扶養者間のデータの紐付けが正しく設定されているかの確認を行っている。出力される「扶養チェックリスト」は、10,000件以上になるため、個々のチェックリストについて対応した内容について記録を残していない。また、出力された「扶養チェックリスト」の対応状況についても個々に管理できていないため、対応が漏れているものが存在するおそれがある。課税計算に重要な影響を及ぼす恐れのある確認項目については、その対応状況を把握できる体制の整備が望ましい。</p>	88	市民税課	<p>意見を踏まえまして、令和5年度から、担当者が扶養チェックリスト及び扶養更正リストに経過及び結果を記録し、その内容を複数の職員で確認したうえで、保存期間を1年間と設定し、保管することといたしました。</p>
<b>3.6法人市民税の課税</b>			
<b>3.6.6.1均等割額の検証</b>			
<p>法人市民税の均等割の額は、資本金等の額と従業者数で決められている。宇都宮市においては、申告書をシステムに取り込む際に、従業者数、資本金等と均等割額のチェックを行っており、取込内容が異なった場合には内容を確認し、修正・入力を行っているが、申告書に記載されている従業者数や資本金等の額が正しいか否かの検証を行っていない。全ての法人を対象とすることは効率的ではないが、例えば均等割額の大きい法人については、個別に他の資料との突合を行うなど、正確性を検証することも検討すべきと考える。</p>	94	市民税課	<p>意見を踏まえまして、本市に提出される法人市民税の申告書において、均等割額の境目となる前後の従業者数及び資本金の法人に対し、システムによるチェックのほか、税務署、県税事務所と連携し内容の確認を行うことといたしました。</p>
<b>3.7法人市民税の調査</b>			
<b>3.7.6.1未申告調査</b>			
<p>宇都宮市は、申告期限後2か月を経過しても申告がない法人について未申告調査を実施しているが、営業実態がない場合は廃止として処理している。また、休業届が提出された法人については、そもそも未申告調査の対象としない。過去の未申告調査で廃止処理された場合や休業届が提出された場合は、未申告調査の対象から外れることになる。</p> <p>廃止・休業とされた法人の事業活動の再開については、税務署から県税事務所を介して送信される課税標準通知から、再開の有無を確認しているにすぎない。廃止・休業となった法人は多いが、その実態については一度の調査のみにとどまっている。</p> <p>廃止・休業とされた法人の事業活動の再開について、サンプリングによる調査や数年にかけたローテーションによる調査など、独自の調査方法を検討すべきと考える。</p>	98	市民税課	<p>意見を踏まえまして、前年度に廃止や休業の届け出があった法人に対し、現地調査や税務署、県税事務所への聞き取りを行うなど、事業活動の再開の有無について確認を行うことといたしました。</p>

**【令和4年度】**  
**市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行についての**  
**意見に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
<b>4資産税課の事務事業</b>			
<b>4.3土地評価及び調査事務</b>			
<b>4.3.4.1更正の起案票について</b>			
<p>土地の更正について、起案票及びその添付資料に現地調査日の記載がなかったものがあつた。宇都宮市担当者によれば、家屋滅失を原因とする更正の一般的な手順は次のとおりであり、現況が不明な場合は必ず現地調査を行っているとのことである。</p> <p>①納税者に納税通知書を送達                  ②納税者から家屋の家屋滅失について、家屋グループに連絡が入る。                  ③家屋グループによる現地調査                  ④土地調査グループに滅失家屋連絡票を提供                  ⑤必要に応じて土地調査グループによる現地調査                  ・家屋滅失により更地になった場合は、家屋グループの写真等で現況把握できるため現地調査を省略                  ・画地変更などは、現地を確認しないと現況が不明のため現地調査を実施                  ⑥⑤の結果に基づき更正による税相当額を仮算定し、起案・決裁                  今回サンプルチェックした土地の更正について、現地調査の記録があることから更正の処理に影響はなかったが、起案票等に現地調査日の記載がないために、いつ現地調査が行われたか確認できなかった。                  更正の経過が明確になるよう現地調査日を起案票や添付資料に記録することが望ましい。</p>	129	資産税課	<p>令和4年8月25日の監査時に監査人から示された意見を踏まえまして、その翌日から起案票及びその添付資料に現地調査日の記入欄を設け、記録するよう見直しました。</p> <p>また、令和4年12月からは、調査日など必要事項の記載漏れが生じないよう、新たに現地調査に係る統一様式を作成し、起案時に添付することとしました。</p>
<b>4.4家屋調査・評価事務</b>			
<b>4.4.10.3家屋調査の記録について</b>			
<p>家屋の調査記録は、「家屋調査票平面図兼入力表」に記入され、更に増築・用途変更・一部滅失等の情報が加筆修正され、家屋の全部が滅失するまで保管される。家屋は、建築から数十年が経過しているものがあり、家屋調査票平面図兼入力表も課税当初のものを使用している家屋がある。サンプル確認した当該表について、調査手法（現地調査又は航空写真調査）、家屋の異動状況や調査結果の説明文が不十分のため、家屋の異動経過が不明瞭な記録があつた。家屋の調査記録は、数十年使用するものもあるため、調査内容や結果が明確になるよう記録することが望まれる。</p>	134	資産税課	<p>意見を踏まえまして、令和4年12月から、家屋の異動に係る原因や内容、調査結果などの経過を「家屋調査票平面図兼入力表」に記録するよう見直しました。</p>
<b>4.4.10.4航空写真調査（GIS調査）の情報提供について</b>			
<p>太陽光発電設備の設置や廃止があつた場合、当該設備はGIS調査で異動判別される。太陽光発電設備は償却資産として申告対象となるため、当該設備の異動に関する情報は、償却資産グループにとって有益であると考えられる。この点について資産税課に確認したところ、GIS調査等で検出した太陽光発電設備等の償却資産に関わる情報の提供について、資産税課として明確なルールは定められていないとのことである。</p> <p>太陽光発電設備等の異動情報を償却資産グループに提供することは、償却資産グループの課税業務の合理化につながると考えられるため、情報提供等のグループ間の連携強化を図ることが望ましい。</p>	134	資産税課	<p>令和5年度航空写真調査において、太陽光発電設備と判別された物件について償却資産・土地グループへ情報提供できる体制を整えました。</p> <p>また、令和6年1月の撮影における、異動判別種別への太陽光発電設備追加を委託業者に依頼しました。</p>
<b>5保険年金課の事務事業</b>			
<b>5.3延滞金</b>			
<b>5.3.4.1確定延滞金の管理</b>			
<p>市税の延滞金と同様、国民健康保険税の延滞金の調定は、本税が完納され延滞金が確定した時点では行わず、延滞金が納付される都度行っている（事後調定）。調定は債権が確定した時点で行うことが原則であるから、債権の性質を考慮するなどして事後調定している場合にも、債権管理は本税等と同水準で行うべきである。</p> <p>現状、確定延滞金の情報はシステムに記録されているが、分析検討等に用いられていないため、定期的に確定金額、納付済額、滞納整理状況等を集計し検討する事務を追加すべきと考える。</p>	167	保険年金課	<p>毎年度、決算確定時にシステムに記録されている確定延滞金の金額や納付済額等を集計し、経年比較等を行うなど、分析を通して債権管理を徹底することといたしました。</p>
<b>6分担金及び負担金、使用料及び手数料の事務事業</b>			
<b>6.2保育費扶養者負担金に関する事務</b>			
<b>6.2.5.2高額滞納者への対応について</b>			
<p>令和3年度滞納額35,279千円のうち、高額滞納者上位5者2,408千円について対応記録を閲覧したが、毎月の収納状況に応じて頻りに連絡をとり、分納誓約書の締結、預金調査及び財産差押予告通知の送付などきめ細かな対応を行っていることが確認できた。</p> <p>ただし、長期にわたり納付指導を行っていた滞納者について、児童手当からの申出徴収による滞納額の完納が見込まれていたものの、他の金融機関から給与等を差し押さえられた事例もあることから、分割納付の状況が悪い滞納者などについては、一定の基準を設けて給与などの差押えを速やかに実施することが望まれる。</p>	175	保育課	<p>保育費扶養者負担金（保育料）については、分納誓約書の締結、預金調査及び財産差押予告通知の送付のほか、児童手当法に基づく児童手当からの「申出徴収」や「特別徴収」など滞納者の個々の状況に応じながら納付指導を行っており、納付意思がないなど保育課だけでは対応が難しい案件については、納税課特別収納対策室に移管することにより、納付につなげるなど、適切な収納対策を行っているところです。</p> <p>分割納付の状況が悪い滞納者などに対する差押え等に係る基準につきましては、いただいた御意見を踏まえまして、滞納月や滞納額などに応じた滞納整理の基準を整理しましたことから、この基準に基づきながら、引き続き適切な滞納整理に努めてまいります。</p>

**【令和4年度】**  
**市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行についての**  
**意見に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
<b>6.5道路占用料に関する事務</b>			
<b>6.5.5.1道路占用料の網羅性について</b> ガス事業者や電気事業者などの大口事業者に対する道路占用料の請求について、年度途中においては新設や廃止などの変更のあった数量を事業者からの申請に基づき事務処理しているが、年度当初は事業者からの数量報告(前年度当初数量に前年度増減数量を加減)に単価を乗じて行われているため、業者の性善説にたったものといえる。ガス管や電柱などの占用については、書面による膨大な件数の申請がなされており、年度ごとの増減数量の把握が業者に委ねられている状況である。 宇都宮市において今後予定されている電子申請システムの拡充に合わせ、道路占用料についても、全ての占用物件の数量をデータで管理し、事業者からの数量報告と照合できるようにすることが望まれる。	180	道路管理課	令和5年度から道路占用に係る電子申請を拡充し、大口事業者についても、令和4年度末の数量報告、及び年度途中における新設や廃止などの変更申請を電子申請で受付け、占用物件の増減数量をデータで管理することが可能となり、令和5年度末における事業者からの数量報告と市所有のデータと照合できるようになったところです。